

# 県 事 研 会 報

第67号

平成14年3月27日

発行人 熊本県学校事務研究協議会会長 日野 育夫

編集代表 事務局長 藤川 英一

事務局 熊本市立桜木小学校内  
〒861-2118 熊本市花立2丁目23-1  
Tel.096(368)6095 Fax096(331)1514

<今回の主な内容>

- ・巻頭挨拶
- ・副会長所感
- ・理事会だより
- ・研究部会だより  
(人吉市管理規則)
- ・弔辞

## 新しいシステムに貢献できる学校事務の追究を！

会長 日野 育夫

日頃から本会の研究活動に対しまして多大のご指導ご援助を賜りました全ての皆様方に心から御礼申し上げます。

会員の皆様方におかれましては、年度末を迎えお忙しい中にお仕事にお励みのことと存じます。平成13年度最後の会報をお届けします。今年度は、会務運営計画に「幅広く情報を収集してタイムリーな会報の発行に務める」と明記しましたが、研究部の皆さんの努力で充実した会報が発行できましたことに感謝します。この会報を県内の教育関係者の皆様にもできるだけお届けして、私たちの研究活動の一端をお知らせしたいものです。

各学校では、1年間のまとめと新年度の準備に取り組んでいることでしょうか。「学校が変わる」という言葉が飛び交わされて久しくなります。学校週5日制の本格実施、新教育課程の実施、教科書の改訂等々、4月から学校は大きく変革します。私たちの仕事も随分と変わっていくことは間違いありません。忙しさも増してくることでしょう。新しいシステムの中で、私たちの仕事が学校教育の充実振興のためにどのように貢献していけるかを絶えず考え、よりよい学校事務像を追究しながら新年度の準備に取り組みたいものです。先の研究大会では、会員の皆様方の「学校経営参画」に対する強い期待と関心が示されました。私たち自身の主観的な願望でなく、学校経営に参画しうる力量が問われます。「事務職員が参画することで、学校がこのように良くなっていった」、そんな実践が 交流されることを期待します。

第27回研究大会終了とともに、研究部と事務局では「第28回大会」の準備に取りかかっています。会員の皆さんの研修意欲に応えられるように、会場の選定や分科会運営の細部に至るまで検討を加え大会運営の骨格を固めています。他県の研究大会要項をいくつか拝見する機会がありました。継続したテーマのもとに研究が継続されていることや各地区からレポートが出され全県的な研究スタイルができていることなど、熊本県事務研は、全国的に見ても先駆的な研究活動をしています。今のスタイルを10年ほど継続していくならば、全国でも有数の事務研として注目されることでしょう。会員に皆様方の更なるご協力を重ねてお願いします。

さて、私は本年度末を持って退任させていただくこととなります。平成6・7年度に続き、併せて3年の長きにわたり会長という大役を仰せつかり恐縮しております。会員の皆様や役員の皆様方のご協力をいただき無事に退任できますことに心から御礼申し上げます。この間の多くの方々との出会いは、私にとって終生忘れられない貴重な財産となりました。多くの方々から学校事務という職種や私たちに対する大きな期待のお言葉をいただきました。ご期待にお応えするためにも、今後一層学校事務という仕事の充実発展のために微力を捧げなければならないと決意しております。ありがとうございました。

# 今なすべきこと

副会長（菊池地区理事）  
迫水小学校 今坂 誠也

県事務研の理事として2年間、内1年間は副会長として研究活動に携わってきました。まずもって、未熟な私を支え協力していただいた会員の皆様方には心よりお礼申し上げます。

ご承知のように、県事務研は今、大きく変わろうとしています。機構整備が進められるなかで研究団体としての機能が確実に強化されてきています。その一つに事務局と研究部の分離があります。二つの組織の役割と責任が明確になり、今まで以上に目的意識をもって物事に取り組めるようになりました。

私はこの1年、研究部のお世話をさせていただきました。と言っても、お手伝い程度の事しかできませんでしたが、若い研究部の皆さんの熱意と情熱には本当に驚かせられました。特に今年は研究5カ年計画の初年度でもありましたので、研究部長さんをはじめ部員の方々のボルテージは凄いものがありました。定例の研究部会の他に休日を利用しての学習会など、文字通り粉骨砕身でやっていただきました。その結果、素晴らしい「学校管理運営規則モデル案」、「職務規程について」ができあがりしました。“若い力が育っている”と実感したそんな1年でした。

10月に行われました県大会の1日目の全体会では司会を仰せつかり、貴重な経験をさせていただきました。管理規則や職務規程ということで、どんな議論になるのか内心不安でしたが、意見の深まりにはやや欠けたものの、適度に質問や意見が出てまずはホッとしたことを覚えています。来年度は共同実施の研究発表が予定されています。充実した討議を期待したいと思います。

いろいろお世話していますと、県事務研活動に対して批判的な意見を聞く事もあります。しかし、学校事務の研究を行う組織の必要性を全面否定される方はいないでしょう。私自身、実は理事や役員をする前は、県事務研に対して少なからず否定的な意見を持っておりました。しかし、一緒に活動してみると、それは誤解に基づくものがほとんどでした。皆がいかに真剣に取り組んでいるのかを目の当たりにした時、些細な事は気にならなくなりましたし、むしろ研究組織として必要不可欠な存在と思えるようになりました。

この2年間、菊池郡市の二つの研修組織の長を兼ねながら県のお世話ということで、日程の調整等で苦勞した場面もありましたが、それらをこなしたことにより、今は余裕にも似た気持ちを抱いている自分に滑稽さを感じています。

教育改革がドラスティックに進行する中、学校事務もまた、変革が求められています。私たちは、この流れをこのまま静観するか、逆にこのような時だからこそ一致団結して職務確立を目指していくのか、大きな岐路にたたされていると言っても過言ではありません。

時あたかも、私たちの理想とも思える管理規則が、県南の人吉市で今年4月から施行されようとしています。本当に画期的で素晴らしいことです。先駆的な役割を果たされました方々に心より敬意を表したいと思います。次の課題は、それを県下にいかに広げていくかということです。地区研そして市町村段階での取組がこれまでもまして重要になってくるものと思います。

私たちの悲願である職務の確立に光明が見えてきました。そうした場面に立ち会える喜びを感じながら、もう一度学校事務そしてそれを主体的に担う事務職員の存在意義を問い直していきたいと思えます。

# 「この一年を振り返る」

副会長（熊本地区理事）  
龍田中学校 桑原 義勝

平成13年度の熊本市立小中学校事務研究協議会の会長をお受けして一年が過ぎようとしています。熊本市は会員数も多く、経験豊富な人材も多くいらっしゃるそんな中で、会長の柄じゃない自分が会のために何ができるか不安で疑問でした。今まで気楽に一会員また一役員の立場でものを考え行動し発言していましたが、会長になって常に会全体のことを考えて行動していかなければならない事の難しさを痛感し気苦労の連続でした。また、役員組織の編成や役員会の運営、研修会の運営、視察への対応、会員への周知連絡など今までに経験したことのない忙しさが始まり学校の業務が停滞する始末でした。自分にできることを足元からという気持ちで1年間を過ごしてきました。

理事として県事務研への参加をするようになり、事務職員としてのあり方を改めて考えさせられました。今まさに学校が変わろうとしている中、本年度研究部から発表された学校管理運営規則のモデル案は、非常に有効なもので21世紀の学校事務の目指すべき方向をしめしたものであると思います。大変なご苦労があったことでしょう。熊本市におきましても本年度この学校管理運営規則の見直しが行われるということで、市事務研でも役員会を中心に話し合いを行い教育委員会へ要望を伝えています。教育委員会と学校関係の見直しと学校裁量権限拡大等の実現のため、学校の自主性・自律性確立に向け学校管理運営規則等の諸規定を整備していく必要性に迫られています。理事会でも各地区で積極的に働きかけを行うように決まり行動にうつされていることと思います。大きな変革のチャンスでもあるこの機会に大いに働きかけを行っていききたいものです。

市事務研では本年度当初から難しい問題に直面しました。予算執行上の問題、研修の確立等会員にとっては仕事に直結した問題のほうが重要でその対応に苦慮するところがあります。問題に対応する場合でも熊本市は会員数が多く全員への周知がなかなか難しく、会員がどのような考えなのか把握するのが容易ではありません。対応を全員の総意の元で行動したいのですが、なかなか意見集約ができないのが現状です。県レベルの問題を会員へ提起するにしても簡単ではありません。県事務研への関連を考えると市事務研の活性化が進まなければならないと考えます。事務研究協議会の存在意義は感じるのだが、その共通の目的が認識できないので参加意識が低いのではないだろうか。各個人の力量は優れていると思うのですが、集団としての力量に貢献する意思が不足しているのではないだろうか。今後は市事務研の存在目的を明確にし、会員全員が積極的に参加できる体制を作っていくかなんてはならないと思う。

学校管理運営規則の見直しや事務職員の加配等新しい時代の波が目の前に押し寄せてきています。避けて通れない波に押し流されないように、わたしたちは常に問題意識を持って機会を見つけて論議を深めていかなければなりません。日々の仕事の中にこそ、課題を解決するヒントが隠されているのではないのでしょうか。実践を出し合い研究を深め、学校事務を確立するために県事務研の活動に大きな期待を持っています。





## 第4回

# 理事会だより



H 14.3.14 (木)

於：水前寺共済会館

3月14日に今年度最後の理事会を開催しました。会議の冒頭に水俣第二小学校 永野博美先生、熊本市向山小学校 高本義文先生の突然の訃報に理事会としても心から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りして議事に入りました。

議事内容については以下のとおりです。

### ●平成13年度 県事務研活動の総括

本年度の事業の基本方針について、事務局と研究部より総括及び報告がなされました。また、事務局より一般会計の中間報告及び大会会計の決算報告がなされ、それぞれ現時点での確認を行いました。

### ●第28回県大会について

第28回県大会は今までの産業文化会館からメイン会場をメルパルク熊本に移して、平成14年10月29日(火)～30日(水)開催で準備を進めます。

なお、平成15年度以降はメイン会場を現在建設中の再開発ビル(テトリア熊本)も視野に入れながら進めていくことを確認しました。

また、総会について会則改正がなされましたので、次年度以降の総会の定数確認や委任状等についても論議をいたしました。

### ●事務必携について

研究部より学校事務必携編集経過について報告がありました。2002年度版は3月中旬には各地区へ発送します。今年度中にはそれぞれの学校にお届けできますので、ご活用の程よろしくをお願いします。

ここ数年は、広告収入の減少が続き、単年度で見ると赤字が続いています。大変な中、広告を掲載していただいている業者の方々のお陰で発行をしていますので、会員の皆さまも是非ご理解いただきたいと思えます。

### ●機構整備について

機構整備委員会から出された答申に基づいて理事会でも時間をかけて協議を重ねてまいりました。この間平成11年度「会費値上げ」、平成12年度「研究部の新設」、平成13年度「総会に関する事」等について総会でもご承認いただいていたところですが、今後は事務局員の選出方法等、引き続き理事会で協議を続けていくことの確認をいたしました。事務局員の選出方法が不明確なため、来年度一年かけて透明性と公平性をもった選出方法を模索していきたいと考えています。



# 人吉市における管理規則の見直し

人吉市立第一中学校事務主任 大岩 眞 二

## 1 はじめに

人吉市教育委員会では、学校管理規則（以下「旧規則」という）の見直しと関連する諸規程の制定作業が進められていましたが、このほど公布され各学校へ通知されました。公布されたのは、人吉市立小中学校管理運営規則（以下「新規則」という）及び関連規程として、①出席停止、②学校評議員、③公印管理、④財務管理、⑤学校安全管理の各訓令です。この4月1日から同時施行となります。ここでは、紙数の都合により、事務職員の職務に関係すると思われる部分に限って内容をご紹介します。

## 2 学校管理運営規則について

旧規則は「人吉市立小中学校管理規則」という名称でしたが、「管理」の後ろに「運営」が挿入されました。これは、地教行法第33条が、規則の性格を「学校の管理運営に関する基本的事項について定めるもの」としていることから、法の趣旨に沿って改められたものです。これに伴い、旧規則は廃止になりました。

新規則は全部で4章（全52条）からなり、その構成は第1章「総則」（1～2条）、第2章「教育課程と児童・生徒」（3条～19条）、第3章「職員組織とサービス」（20条～34条）、第4章「運営組織と校務処理」（35条～52条）となっています。旧規則の条文を全面的に見直し、平成10年に出された中央教育審議会答申の趣旨を随所に盛り込んであります。

事務職員に関係する部分としては、まず、事務職員の職務について「事務職員は、事務をつかさどる」と規定されました（第23条第3項）。同時に事務主幹、事務主任と並んで主任事務職員の職についても、「校長の監督を受け、事務をつかさどる」（第24条）とされました。従来、「つかさどる」職としては事務主幹及び事務主任に限定されていましたが、その限定がなくなったということです。

第二に、事務主幹と事務主任（新規則では両者を合わせて「事務主幹等」と規定しています）に一定の権限（専決権）が付与されています（第21条第6項）。別表として示された専決事項は、次の3項目です。なお、事務主幹等と同じく、教頭にも6項目の専決権が付与されました（教頭の専決事項は省略します）。

- 1 職員の各種証明書の発行に関する事
- 2 庶務・会計に係る軽易な報告に関する事
- 3 その他、事務に関する定例かつ軽易な事項に関する事

第三として、事務職員に関係する校務処理の基準等について他の関連規則・訓令等で別途に定めることが、新規則の条文の中に明示されています。たとえば、公印管理（第45条）、文書・情報管理（第46条）、財務管理（第47条）、教育財産管理（第48条）などです。この関係を整理すると、次のようになります。

公印管理（第45条）	……………	人吉市立小中学校公印規程
文書・情報管理（第46条）	………	人吉市立小中学校文書管理規則（施行済み）
財務管理（第47条）	……………	人吉市立小中学校財務規程
教育財産管理（第48条）	………	人吉市立小・中学校物品取扱基準（施行済み）、他

それでは、関連規則・訓令等において、事務職員の職務はどのように規定されているかを見ていきます。

### 3 学校公印規程について

新規則第45条は、「学校における公印の取扱い及び管理の基準は、人吉市立小中学校公印規程（平成14年人吉市教育委員会訓令第3号）の定めるところによる」となっています。従来から、教委公印規則によって学校における公印の管守者は校長とされており、それは今後も変わりませんが、学校公印規程によって新たに「公印についての事務を処理する」職として「公印取扱者」を定め、事務主幹等をもって充てることになりました（第4条）。事務主幹等が配置されていない場合は、「校長の指定するものをもって充てる」こととなります。今後、学校における公印管理の適正化と合わせて、起案・決裁による意思決定過程の明確化が図られることとなります。

### 4 学校文書管理規則について

新規則第46条は、「学校における文書の取扱いについては、人吉市立小中学校文書管理規則（平成13年人吉市教育委員会規則第3号）の定めるところによる」となっています。昨年、旧・文書取扱規程が廃止され、10月1日から新たに文書管理規則が施行されました。この文書管理規則では、「事案の決定は、起案文書に校長が署名し、若しくは押印する方式により行うものとする」（第3条）と規定しています。また、学校における文書事務の責任体制を明確化するため文書取扱主任を置くこと、文書取扱主任は事務職員をもって充てることも規定しています（第6条）。

なお、旧規則では学校備付表簿とその保存年数が規定してありましたが、新規則では、それらの表簿はすべて文書管理規則で定めることとされました。

### 5 学校財務規程について

新規則第47条は、「学校における予算の編成、執行等については、人吉市立小中学校財務規程（平成14年人吉市教育委員会訓令第4号）の定めるところによる」となっています。管理規則の見直しに合わせて人吉市事務決裁規程も改正され、学校における予算執行について、校長に一定金額までの専決権（例えば、消耗品費の執行について30万円まで）を付与することになりました（第21条第4項）。これに伴い、学校における財務事務について新たにこの規程が定められました。なお、財務事務とは「予算に関する事務及び予算執行事務」と定義されています。

この規程において、校長は「学校における財務事務を統括する」、事務職員は「校長の監督のもとに学校における財務事務をつかさどる」とされています。また、予算要求時における教委の学校に対するヒヤリング、学校における予算執行計画の作成、予算委員会等の設置などが規定されています。

### 6 物品取扱基準について

新規則第48条は、「学校における物品の取扱いについては、人吉市立小・中学校物品取扱基準（平成12年人吉市教育委員会訓令第1号）の定めるところによる」となっています。この基準は平成13年4月に施行されたもので、今年度の県大会で紹介していますのでご承知のことと思います。事務職員を物品取扱員に指定して、学校における物品出納と管理の基準を定め、事務手続きの適正化を図ったものです。新規則の条文中に改めて位置づけることによって、相互の関係が整理されました。

## 故 永野 博美 先生と悼む

3月4日（月）午後1時半過ぎ、私達が研修をしている会場に突然、永野先生の訃報が入りました。それは、あまりにも急な出来事でした。訃報に接して、会場は騒然となり、深い悲しみに包まれてしまい、このまま研修を続けていくことができない強い衝撃を受けました。その時の驚きと悲しみは言葉では到底言い表すことはできません。私達はただ呆然として、自分たちの耳を疑うばかりでした。

つい先程まで（1時間前）、一緒におりました仲間が突然として、私達の眼前から姿を消してしまうということが現実起きたのです。とても信じられるものでないし、信じたくありませんでした。先生は、午前中の「講座」の研修に参加され、仲間と昼食をとられた後、午後からの研修会のため会場に向かう途上、はからずも交通事故のため、卒然としてこの世を去られたのです。その死は余りにもはかなく、衝撃的で無念さ、無情さ、運命の残酷さを私達に思い知らせるものでした。

先生の生前の思い出は数多くとてもこの限られた紙面に書ききれぬものではありません。それだけ、先生は水俣・芦北学校事務職員会の活動にあっては、会長職の経験をはじめ、県事務研の発表等様々な活動で深く関わってこられ、多大のご功績を残してこられています。常に行動的で本会の中心的存在であられました。いつも全体のことを考えての貴重な発言をしていただき、私達会員の指針とすべきものでした。より社会的な活動の取り組み等については、先生の右にできるものはいなかったといっても過言ではないでしょう。このように、先生は、ご自分の意見をはっきりもっておられた反面、同時にあたたかさ、やさしさを兼ね備えた人柄をお持ちの女性事務職員の先生でした。会員からは、親しみのある頼れるお姉さんの存在であられました。

熊本市内出身の先生は、この水俣の地を深く愛し、念願のマイホームを市内に新築されたばかりでした。また、子どもさんもまだ小学生（6年）、中学生（3年）がおられます。これからは、より生活者の一人の市民として、母親として、女性として、そして、学校事務職員としてやらねばならないことがいっぱいおありではなかったでしょうか。先生もさぞかし人生の途上でこんなにも早く逝かれることは無念だったことでしょう。そして、ご家族の悲しみは、さぞかし深いものとなったであろうとお察しいたします。

先生のいつも全力で前向きに生きてこられた数々のご功績は、先生と共に生きた私達の心の中にしっかりと深く刻み込まれています。これからもそれらを受け継いで、会の発展のために会員一同微力を注いでいくことをお誓いいたします。

謹んで、永野博美先生のご冥福をお祈りいたします。

水俣芦北学校事務職員会会長 宮石 勉

## 故 高本 義文 先生と悼む

3月8日朝電話連絡があり「高本先生が昨日亡くなられました。」、まさか高本先生が・・・思わず絶句しました。高本先生とこんなに早くお別れしなければならないなんてとても信じられません。つい先月も市事務研の役員会でお会いしたばかりで、そのにこやかな笑顔が思い出されてなりません。

昨年7月に病を得られ、ご入院され加療の日々を過ごされていました。夏には見舞いにも

行き幾分か頬がこけ、元気がないように見える程度でいつもどおりの笑顔で私たちを迎えてくれました。市事務研のことや学校の事など取り止めのない話をしたところでした。帰り際に早く回復され、職場に復帰されることをみんなで心から願って帰ったことを昨日のこのように覚えています。その後 9 月には職場に復帰され、そのときはやっと元気になられたとわたしたちも一安心したところでした。往年の気力充溢するご活躍ぶりを知るものにとりましては、必ず早晚病魔ごときは克服され、再び元気なお姿をわれわれの前にお見せして下さいと信じておりました。

先生のご活躍は皆さんご存知のことと思います。市事務研では本年度役員としてその卓越した才能を発揮していただいていたいました。本年度は当初から多くの問題がありその対応に苦慮するところがありました。問題に直面したとき先生の深い洞察と適切な判断が今後なくなると思うと残念で仕方がありません。今となってはもっと教えを受けたいことがたくさんあったという無念さを痛感せずにはられません。その誠実で実直なお人柄は万人の愛するところであり、事務職員の歩むべき道を身を持って教えていただいたように思います。

先生はどんなときも周囲を和やかに包み込んでしまう方でしたから家庭においてもよき夫よき父親であったことでしょう。残された奥様、お子様のお悲しみはいかばかりかと胸のふさがる思いがいたします。先生も道半ばにして、まだまだやりたいことがいっぱいあったのではないのでしょうか。さぞや残念で無念なことであったでしょう。

2 月の末に再入院されたとお聞きしたときは、みんなでずいぶん心配しました。今度も再びお会いできると信じていましたが、このような残念なことになりました。このたびのご逝去の報に接したときわが耳を疑う思いでありました。

わたしたちにとって先生がいらっしゃらないことは大きな損失です。先生の歩んでこられた多くのご功績は、みんなの心の中に深く刻まれていることと思います。わたしたちは、先生の生き様に多くを学びその心を受け継いでいかなければなりません。これからも会員一同先生の思い出を大切に、先生の目指された事務職員像に近づくよう努力していきたいと思ひます。

悲しみは深く、思い出にひたりながら高本先生のご冥福を心からお祈りいたします。

熊本市立小中学校事務研究協議会会長 桑原 義勝

## 「永野・高本両先生を悼む」

3 月に入ってまもなく、水俣・芦北地区の永野博美先生と熊本市地区の高本義文先生の訃報に接しました。若い頃よりその才能を遺憾なく発揮され今日の熊本県事務研の礎を築いて下さったお二人の詳しいお人柄やご活躍の足跡はそれぞれの地区研会長さんの追悼文に書かれているとおりです。お二人のお力が益々本会のために必要とされる時期の突然の訃報を耳にし慚愧の念に耐えられません。お二人のご遺志を受け継ぎ本会発展のために会員に皆様とともに微力を尽くすことをお誓いし、熊本県学校事務研究協議会理事会・事務局・研究部を代表し心からお悔やみ申し上げます。

合掌

熊本県学校事務研究協議会会長 日野 育夫